

「指宿市域内経済循環促進事業」概要

1 目的

地域経済の好循環を生み出す仕組みの構築，人の流れを生み出すイベント等の実施について，地域内通貨等（地域商品券，いぶすきさんぽアプリ）を活用した先進的なアイデアや優位性のある取組みを支援します。

2 補助対象となる事業

以下の事業テーマに沿った事業であり，次の(1)～(3)を満たす事業が補助の対象となります。

○ テーマ(1) 「ビジネス構築型」

市内の地域資源を活用し，流通，商品開発，販路開拓などの新たな経済循環モデルの構築づくり等

※例：異業種間と連携し，新たなビジネスモデルを構築した事業等

本市で資金を使いたくなるような取組みの提案及び実施等

○ テーマ(2) 「集客支援型」

市内外を問わず関係交流人口を増やし，指宿市民の所得向上に大きく貢献するイベント等

※例：地域食材を生かした新メニュー開発やイベント，アートや文化活動等を駆使したイベント等

(1) 市内事業者の参画が 50%以上見込まれること。

(2) 新たな取り組みなどを取り入れること。

(3) 申請年度内に完了及び実績報告を行うこと。複数年で実施する場合は，各年度ごとに完了すること。

評価項目

1 持続可能な仕組みかつ拡大していく事業

2 指宿市外からの資金の獲得

3 異業種間との繋がり

4 観光消費額の増加

<留意点>

災害，事故，疾病等，その他主催者の責によらない事由で事業が中止となった場合の経費に対する補助については，補助事業者と協議して決定します。リスクに備え，興行中止保険等への加入を推奨します。

また，当該事由による事業の延期の判断についても，市と補助事業者が協議して決定することとします。

3 補助の対象となる者（応募できる団体）

次の(1)～(6)を満たす団体等が補助の対象となります。

(1) 公共的団体（商工団体，観光団体，実行委員会等）または公共的団体の会員で構成する団体のほか指宿市民で構成する実行委員会等 ※活動拠点が指宿市にあること。

(2) 複数の個人・事業者により組織する実行委員会，協議会等。ただし，市が構成員に含まれる場合を除く。

(3) 複数の事業者・団体間で連携（農商工連携など）して事業を実施する者。

(4) 市税を完納していること。ただし，納税義務のない者は除く。

(5) 宗教的又は政治的な意図を有しないものであること。

(6) 暴力団又は暴力団員と関係を有する者でないこと。

4 補助の対象となる経費

謝金，旅費交通費，消耗品費，印刷製本費，委託料，通信運搬費，広告料，保険料，使用料及び賃借料，備品購入費並びにその他特に市長が必要と認めるもの。ただし，事業に係る経費のうち，市内事業者へ支出するものが 50%以上含まれること。

<補助の対象とならない経費>

(1) 事務所運営に係る光熱水費，電話代，交際費，維持費，人件費など

(2) 社会通念上，公金で賄うことが相応しくない経費（接待費，食費，運賃特別料金など）

(3) 領収書，明細書等がなく使途が明らかでない，又は通常の経理と明確に分かれていないため必要な量を

把握できないもの。

- (4) 消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額。ただし、補助対象経費の支出に係る決算期において、消費税及び地方消費税の納税義務が免除となる事業者は、消費税仕入控除税額を含めた額を補助対象経費とする。
- (5) 市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの。

5 補助金額

補助金額は下表のとおりとします。国や他の地方公共団体等から補助金等が交付される場合及び参加料金や協賛金等の料金収入がある場合には、補助金または補助対象経費から他の補助金及び料金収入等を控除した額のうち低い額とします(千円未満切り捨て)。

ただし、補助金額のうち、対象経費の5分の1以内は地域商品券で交付します。

※1団体・1事業に限り交付するものとします。なお、3年間を限度に複数年実施することが可能ですが、各年度で申請・審査が必要です。2年目以降については、前年度に申請・審査・決定を行う予定です。

「ビジネス構築型」

	補助対象経費の総額	補助率	補助限度額
1年目	100万円以上	補助対象経費5分の4以内	500万円
2年目	200万円以上	補助対象経費5分の3以内	
3年目	300万円以上	補助対象経費5分の2以内	

「集客支援型」

	補助対象経費の総額	補助率	補助限度額
1年目	10万円以上	補助対象経費5分の4以内	100万円
2年目	20万円以上	補助対象経費5分の3以内	
3年目	30万円以上	補助対象経費5分の2以内	

6 実施年度

令和7～11年度の5年間

7 公募スケジュール等（初年度）

- ① 公募対象：令和7年7月から令和8年3月までに実績報告が可能な事業
- ② 公募期間：令和7年5月1日（木）から令和7年5月30日（金）まで ※延長する場合があります。
- ※予算の状況によっては、追加公募することもあります。

<留意点>

補助決定前に着手したものは対象になりません。

8 審査について【※申請多数の場合、予算の範囲内で選考します。】

- 「ビジネス構築型」

応募書類をもとに市が審査会を開き、補助金の交付の対象とする団体を選考します。

- 「集客支援型」

応募書類をもとに市が書類審査を行い、補助金の交付の対象とする団体を選考します。

9 お問い合わせ

指宿市役所 商工水産課 商工運輸係 担当 内山，豊崎

〒891-0497 指宿市十町2424番地

TEL：0993-22-2111（内線2313） mail：shoko@city.ibusuki.jp